

渋谷区公式フェイスブック運用要領

平成30年1月17日 副区長決裁
令和2年3月26日 情報戦略担当部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、渋谷区（以下「区」という。）が **Facebook**（以下「フェイスブック」という。）を、区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）と呼ばれるインターネット上のコミュニティサイトで、利用者の近況を表す文章や写真・動画、Web ページのリンクをインターネット利用者に公開する手段をいう。
- (2) 公式フェイスブック 区が運用するユーザー名から発信するフェイスブックをいう。
- (3) アカウント フェイスブックを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 投稿 フェイスブックに文章や写真等を公開する行為及び公開された文章をいう。
- (5) いいね！ 他のユーザーの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことをいう。
- (6) コメント 他のユーザーの投稿に対して文章で返答することをいう。
- (7) シェア 他のユーザーの投稿を引用し、自分のコメントを付けて投稿することなど、他アカウントと情報を共有することをいう。

(運用主体)

第3条 公式フェイスブックの運用主体は区とし、アカウントの管理及び投稿は経営企画部広報コミュニケーション課が行う。

2 ユーザー名は city_shibuya とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として公式フェイスブックのユーザー名を区ホームページに明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 アカウントの運用主体、投稿する内容、発信方法等については、公式フェイスブックページに明示する。

(掲載内容)

第6条 区は、次に掲げるものを投稿する。

- (1) 区が関与しているイベントの募集、お知らせ等の情報
- (2) 区政及び区民の生活に関する情報
- (3) 区の事務・事業に関する情報

(4) 前3号に掲げるもののほか、区民に必要と思われる情報で、経営企画部長が適当と認めるもの

(いいね!、コメント及びシェアの制限)

第7条 公式フェイスブックは、発信のみを行い、原則として他のユーザーの投稿に対するいいね!、コメント及びシェアは行わない。

2 公式フェイスブックは、他のユーザーからの公式フェイスブックの投稿に対するコメントに個別の返信コメントは行わない。

3 前2項の規定にかかわらず、国、東京都、他の地方公共団体、公益法人等が発信したもので、経営企画部長が特に必要と認めるものは、シェアを行うことがある。

(リンク先)

第8条 投稿に記載するリンク先は、原則として区ホームページに限るものとする。ただし、国、東京都、他の地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、経営企画部長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(コメントの削除)

第9条 区は、公式フェイスブックの投稿に対する他のユーザーによる次に掲げる内容のコメント及びリンクを禁止し、予告なく削除することができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等、第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む。）
- (10) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) その他区が不適切であると判断したもの

(その他)

第10条 この要領の実施について必要な事項は、経営企画部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。